

プレスリリース
報道関係者各位

2019年1月18日

新規トークン登録・取扱い申請に向けた覚書締結について

ジュピタープロジェクト株式会社（以下「ジュピター社」という。）から当社孫会社であるBIT ONE HONG KONG LIMITED（以下「BOHK」という。）に対し、ジュピター社が発行するトークン「ジュピターコイン」をBOHKが運営する仮想通貨交換所“BitOne Trade HK”での登録・取扱いの打診を受けたことから、ジュピター社とBOHKの間で、“BitOne Trade HK”でのジュピターコイン登録・取扱い申請に向けた覚書を締結いたしましたので、お知らせいたします。

BOHKでは、新規トークンの“BitOne Trade HK”での登録・取扱いに関して、今後、積極的に行う予定でありますが、この度、ジュピター社より、BOHKに対し、ジュピター社が発行する「ジュピターコイン」の登録・取扱いの打診を受けました。そのため、ジュピター社とBOHKの間で、ジュピターコインの“BitOne Trade HK”での登録・取扱い申請に向けた覚書を本日付で締結したものです。

【お問い合わせ先】

株式会社ビットワングループ
[http:// www.bitone-g.co.jp/](http://www.bitone-g.co.jp/)

Tel : 03-5360-8998 (代表) / Mail : info@bitone-g.co.jp